きっかけは、その保証でありたい

滋賀県信用保証協会



アクセスのご案内

JR 琵琶湖線 大津駅より徒歩	約 20 分
大津駅よりバス「びわ湖ホール」下車	約 2 分
膳所駅より徒歩	約 15 分
膳所駅より京阪電車乗り換え石場駅より徒歩	約 4 分

	部署名	直通電話番号	FAX	業務担当区分
7F 保証部	保証第１課	077-511-1321	077-524-7030	保証申込受付・保証審査調査・金融相談・創業支援
	保証第２課	077-511-1322		
	事務統括課	077-511-1325		保証・契約・担保等事務管理
7F 経営支援部		077-511-1323		経営改善支援・再生支援・事業承継支援
7F 管理部	管理課	077-511-1330		求償債権管理・回収
	調整課	077-511-1340		延滞債務管理・代位弁済
8F 総務企画部	総務課	077-511-1300	077-521-2189	人事・庶務・経理
	企画課	077-511-1310		保証業務企画・推進・広報
	電算課	077-511-1315		電算システム企画・運用・管理

〒520－0806　大津市打出浜 2-1「コラボしが 21」７階・８階

TEL **077-511-1300**（代表）

http://www.cgc-shiga.or.jp　SEARCH 滋賀県信用保証協会 検索



事業承継支援のご案内

中小企業者・小規模事業者の事業承継を応援します。

そもそも事業承継とは…

事業承継は、現経営者から後継者へ事業のバトンタッチを行う事であり、大きく「ヒトの承継」、「資産の承継」、「目に見えにくい経営資源（知的資産）の承継」の３つの承継に分けられます。

ヒトの承継

■後継者

資産の承継

■自社株式
■事業用資産（設備・不動産等）
■資金（運転資金）

目に見えにくい経営資源（※知的資産）の承継

■経営理念
■社長の持つ信用
■営業秘密
■特許・ノウハウ
■熟練工の持つ匠の技
■得意先担当者の人脈
■顧客情報
■許可・認可・認証

※知的資産とは…

企業における競争力の源泉である、人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワーク等、貸借対照表には現れてこない目に見えにくい経営資源の総称。

きっかけは、その保証でありたい
滋賀県信用保証協会

事業承継に関する様々な悩みをご相談ください

中小企業・小規模事業者（代表者・後継者）



- 事業承継の進め方
- 後継者がいない
- 後継者が育たない
- 経営資源の引継ぎ方法
- 株式や事業用資産の取得

→ **相談** → **滋賀県信用保証協会** → **連携** → **連携**

専門家
中小企業診断士等

関係機関
滋賀県事業引継ぎ支援センター
滋賀県事業承継ネットワーク

金融機関

→ **サポート** → **事業承継の課題解決**

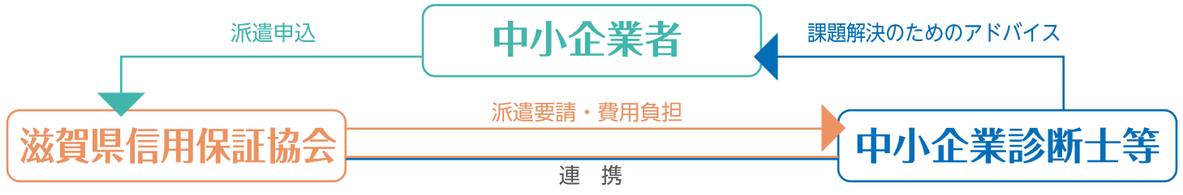


経 営 支 援

1．専門家の派遣による支援・・・事業承継の課題への助言（派遣は無料）

当協会をご利用いただいているお客様に、中小企業診断士等の外部専門家を派遣し、事業承継に係る経営診断を行います。
また、希望があれば、事業承継計画の策定支援も行います。当事業にかかる費用は全て保証協会が負担します。

□対象となる方 ※派遣の可否は当協会が決定いたします	□派遣する専門家	□派遣回数	□派遣費用
当協会の利用があり、成長発展や経営改善への意欲がある方。	中小企業診断士等	最大５回 （最終報告会含む）	無料 （当協会負担）



2．関係機関との連携支援・・・支援機関と連携した専門的な事業承継相談

①滋賀県事業引継ぎ支援センターとの連携支援

（1）相談（一次対応）
- 事業承継に関するあらゆる相談
- 第三者への承継（M＆A）相談
- 親族・従業員承継のアドバイス
- 相手先が決まっている際のアドバイス

（2）登録機関への橋渡し（二次対応）
- 登録機関である金融機関や民間仲介業者、士業法人等がM＆Aの仲介業務を行う

（3）センター自ら引継ぎ（三次対応）

【お問合せ先】
滋賀県事業引継ぎ支援センター
077-511-1503　（月～金曜日 9:00 ～17:10）

②滋賀県事業承継ネットワークとの連携支援

（1）事業承継診断
- 事業承継の課題の抽出、経営者のニーズを掘り起こし、早期・計画的な事業承継の準備の必要性の気づきを提供

（2）事業承継支援
- 士業専門家による事業承継計画の策定支援

（3）承継に関する施策の情報発信
- 滋賀県事業承継ネットワークの構成メンバーが実施している事業承継支援情報、セミナー情報等、滋賀県内の事業承継支援を網羅的に情報提供

金 融 支 援

円滑な事業承継のために保証制度で支援

制　度　名	事業承継サポート保証	経営承継関連保証	特定経営承継関連保証	経営承継準備関連保証	特定経営承継準備関連保証
ポ イ ン ト	持株会社を新設し、事業会社の株主等から、株式・事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。	後継者が代表者に就任し、申込会社が株主から、株式・事業用資産等を買取りする場合や、後継者が承継元から事業を承継し、事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。	後継者が代表者に就任後、後継者が株主等から株式・事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。	申込会社が、承継元会社・株主等から、株式・事業用資産等を買取りする場合や、個人事業主が承継元から事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。	事業を営んでいない後継者が株主等から株式・事業用資産等を買取りする場合や、事業を営んでいない後継者が承継元から事業用資産等を買取りする場合にご利用いただけます。
資 金 使 途	株式・事業用資産等の取得資金				
保証限度額	2 億 8,000 万円				
保 証 期 間	15 年以内 （据置期間 2 年以内）	運転 10 年以内 設備 15 年以内	運転 10 年以内（据置期間 1 年以内） 設備 15 年以内（据置期間 1 年以内）		
保 証 料 率	1.15%	0.45%～ 1.90%			1.15%
そ　の　他		経済産業大臣の認定を受けられた方が対象となります。			

（H31.2.28 時点）